



発行 東京都

目次

135

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…

○令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則……………（総務局人事部職員支援課）…

○東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…

規則（教）

○東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………

○令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則……………

○令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則……………

規程（交）

○東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………

規程（水）

○東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………

規程（下水）

○東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………

○東京都下水道局工事施行規程の一部を改正する規程……………

訓令（議）

○令和二年における東京都議会議員会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程……………

る規程……………

告示（議）

○東京都議会議員会局文書管理規程の一部改正……………

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十二条の四」の下に「（第十七条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十七条まで」を「第十六条まで及び第十七条第二項」に改める。

第十七条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別の事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十二条の三第一項及び第二項並びに第十二条の四の規定を準用する。この場合において、第十二条の三第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

第二十条第三項中「第十七条まで」を「第十六条まで及び第十七条第二項」に改める。

附則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

●東京都規則第二百一十号

東京都知事 小 池 百合子

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から同年十二月三十一日」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の適用を受ける職員における規則第二十四条第二項第一号（会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する慶弔休暇に係る申請は、この規則の施行の前においても行うことができる。

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百一十号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与

所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

- 三 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円
- 第四条第二項第四号中「その控除の対象となつた勤労学生一人につき」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 四 地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者 三十五万円

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都児童育成手当に関する条例施行規則第四条の規定は、令和三年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

規 則 (教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十三号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「第十二条の四」の下に「（第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六条まで」を「第十五条まで及び第十六条第二項」に改め

る。

第十六条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別の事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十二条の三第一項及び第二項並びに第十二条の四の規定を準用する。この場合において、第十二条の三第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

第十八条第三項中「第十六条まで」を「第十五条まで及び第十六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十四号

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第

二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から同年十二月三十一日」とする。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の適用を受ける職員における規則第二十五条第二項第一号（時間講師規則第十八条の二第一項第二号、日勤講師規則第二十一条第二号及び会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する慶弔休暇に係る申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十五号

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の適用を受ける職員については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則附則第二項の規定を準用する。

### 規程(交)

#### ●交通局規程第九十五号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十二号中「第十一条の五」の下に「(第十五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十五条まで」を「第十四条まで及び第十五条第二項」に改める。

第十五条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別の事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十一条の五の規定を準用する。この場合において、第十一条の四第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と、第十一条の五第一項中「ファイル責任者」とあるのは、「主務課長」と読み替えるものとする。

第十八条第三項中「第十五条まで」を「第十四条まで及び第十五条第二項」に改める。

附則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

### 規程(水)

#### ●東京都水道局管理規程第四十一号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局文書管理規程(平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号中「第十条の四」の下に「(第十三条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「から第十三条まで」を「、第十二条及び第十三条第二項」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別の事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十条の三及び第十条の四の規定を準用する。この場合において、第十条の三第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第四十六号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十五条」の下に「（第二十条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第二十条」を「及び第二十条第二項」に改める。

第二十条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリ」に着信した電磁的記録の内容は、「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別な事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定を準用する。この場合において、第十四条第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

第二十二條第三項中「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。

附則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十七号

東京都下水道局工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局工事施行規程の一部を改正する規程

東京都下水道局工事施行規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「（公団を含む。）」を削り、「地方公共団体」の下に「その他の公法人」を加える。

第三十五条の見出し中「の起工等」を「に関する連絡調整」に改め、同条第一項中「の起工」を削り、同条に次の一項を加える。

3 施工主管課長は、委託工事の施行中は、連絡員を定め、施行受託機関と十分連絡をとり必要な調整を図らなければならない。ただし、軽微な工事については、連絡員を

定めないのである。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十八条の見出しを「（別な方法による処理）」に改め、同条中「前章の規定を準用する」を「別に定めるところによる」に改める。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局工事施行規程第三十五条第一項及び第三十八条の規定は、施行の日以後に施行する委託工事から適用する。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第十三号

東京都議会議長 石 川 良 一

令和二年における東京都議会議会局会計年度任用職員の特例に関する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都議会議長 石 川 良 一

令和二年における東京都議会議会局会計年度任用職員の特例に関する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の特例に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。

附則

- 1 この訓令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の適用を受ける職員については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則附則第二項の規定を準用する。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第五号

東京都議会議会局文書管理規程（平成十一年東京都議会議長告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十二日

東京都議会議長 石川 良一

第二条第十三号中「第十一条の三」の下に「（第十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「から第十四条まで」を、「第十三条及び第十四条第二項」に改め、同条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削る。

第五条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第九条第三項中「パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）」を「電子計算機」に改める。

第十一条第一項ただし書を削り、同条第二項中「フロッピーディスク」を削り、同条第三項を削る。

第十二条第二項の表一の項並びに同条第四項の表一の項及び二の項イ中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項ロ中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加え、同表三の項イ中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項イただし書中「の記載」を削り、「文書主任の確認印の押印」を「開封した職員名

の記載」に改め、同表四の項中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載し」に、「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改め、同項ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加える。

第十三条第三項第一号及び第三号中「文書主任又は文書取扱主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同号ただし書中「金額」の下に「及び開封した職員名」を加える。

第十四条第二項を削り、同条第一項中「ファクシミリに着信した電磁的記録の内容は、」を「前項の規定により收受の処理を行うことが困難な特別な事情があるときは、当該電磁的記録の内容を」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ファクシミリに着信した電磁的記録については、第十一条の二第一項及び第二項並びに第十一条の三の規定を準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「情報処理システム」とあるのは、「ファクシミリ」と読み替えるものとする。

第十七条第三項中「から第十四条まで」を、「第十三条及び第十四条第二項」に改める。

第三十一条第一項中「次項に規定する文書を除き、」を削り、「文書には」を「文書等（以下「施行文書」という。）」には、情報処理システムを利用して東京都の内部以外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて法令等に定めがある場合又は局長が別に定める場合を除き」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する場合において、情報処理システムを利用して東京都の内部以外に送信する施行文書については、法令等の定めるところにより、必要に応じて、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

一 対内文書

二 東京都の内部以外に発信する文書等のうち、国、地方公共団体、東京都が設立し

た地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する文書（重要なものを除く。）

三 東京都の内部以外に発信する文書等（前号に該当するものを除く。）のうち、軽易な文書

第三十二条第一項中「施行に用いる文書等（以下「施行文書」という。）」を「施行文書」に改める。

別記第一号様式中「~~函~~」を「~~函~~」に改める。

#### 附 則

1 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都議会事務局文書管理規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるとができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

